

令和7年度国の施策  
及び予算に関する要望書

<こども家庭庁>

令和6年7月

特別区長会



令和6年7月

内閣府特命担当大臣（こども政策） 殿

特別区長会会長

吉 住 健 一

令和7年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって喫緊の課題である、子育て支援策の充実や児童相談所設置の促進を着実に図るためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における令和7年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。



<要望事項>

	頁
1 子育て支援策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 児童相談所設置の促進・・・・・・・・・・・・・・・・	4



## 1 子育て支援策の充実

都市部においては、女性の社会進出や様々な雇用形態に対応するための長時間保育や病児・病後児保育、学童保育等の多様な保育サービスの需要が増大化しており、待機児童の解消を含む保育サービスの十分な供給は、依然として困難な状況にある。

こうしたなか、地価や賃料の高い特別区では、保育所や学童クラブ等の施設の整備に係る財政負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態にある。

国において、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が導入されたことに伴い、地域の実情に合った子育て支援策をより一層充実させる必要がある。

このため、次の方策を講じること。

### (1) 保育環境の充実に向けた支援の拡充

- ① 「子ども・子育て支援制度」の実施に伴い、処遇改善や各種加算などの補助事業が自治体財政に多大な影響を与えていることから、安定的な制度運営とともに保育の質及び量が担保される十分な財源を確保すること。

また、東京都認証保育所も、「子ども・子育て支援制度」の中に組み込むこと。

さらに、幼稚園預かり保育について、利用額を踏まえた補助制度とすること。

- ② 子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付交付金」による処遇改善等加算や配置改善加算等を継続すること。

また、物価・賃金の上昇下においても、安心・安全で質の高い教育・保育サービスの提供を継続できるよう、公定価格の適切な単価の引上げ等を行うこと。

- ③ 都市部に特に多い待機児童の解消を図り、実態に応じた多様な保育需要に応えるために特別区が整備してきた東京都認証保育所や特別区独自の基準による認可外保育施設等を含めた保育施設に対し、都市部の地域実情を踏まえ、施設の賃借料補助の拡充や、保育施設定員の未充足分に係る補助制度の新設、「保育対策総合支援事業費補助金」制度における「賃貸物件による保育所改修費等支援事業」の基準額と補助率の拡充など、実態に即した財政支援を拡充すること。

加えて、保育所における保育の質の向上や安全性の確保、保育所機能や専門性を地域の子育て支援の活用に資する人材の安定的確保・定着のための「保育士宿舍借り上げ支援事業」を継続し、施設の所在地に住む場合は補助を加算するなど、制度の充実を図ること。

- ④ 「こども誰でも通園制度」の実施が、保育士不足の深刻化を招かないよう、国の責任において、保育士の処遇改善、保育士確保等の支援措置を行うこと。

## (2) 学童クラブ等への整備の促進及び財政支援

学童クラブの需要増を踏まえ、学童クラブ事業への参入促進及び継続的な運営支援のため、施設整備費及び運営費の助成を大幅に拡充すること。

特に賃借料補助については、都心部における賃料相場を踏まえ、適切な補助額となるよう拡充すること。

また、放課後子ども教室についても、学童クラブ運営における補助と同等の実現実行性の確保に向けて、必要とされる単価の増額や処遇改善を行うこと。

### (3) 保育所等における給食費の無償化に必要な財政措置

幼児教育・保育の無償化事業の一環として、保育所等における給食費について、食材料費等の考え方も含め整理したうえで、国における統一的な対応として、無償化することとし、その必要な財源措置を講じること。

## 2 児童相談所設置の促進

平成28年6月に公布された、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、特別区も、政令による指定を受けて児童相談所の設置が可能となり、令和6年7月時点で8区が児童相談所を開設したところである。

今後も、準備が整った特別区から順次、児童相談所の開設を予定していることから、国は、特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行えるよう、次の方策を講じること。

### (1) 児童相談所設置・運営に係る財政措置

特別区が迅速に児童相談所を設置し、円滑に運営していくためには、国による財政支援の充実・強化が必要不可欠である。

その多くが地方交付税措置とされている、児童相談所の整備・運営費等について、国庫補助の対象とすること。

### (2) 児童福祉司や児童心理司等の確保・育成に係る支援及び財政措置

虐待対応に限らず、多種多様な相談対応を迅速かつ的確に実施するため、法定の人員配置基準を超えた児童福祉司及び児童心理司の配置に係る経費を国庫補助の対象にするなど、国として、十分な職員体制を確保するための必要な支援を行うこと。

(3) 社会的養育の基盤整備の充実を図るための十分な財政措置及び児童養護施設の設置に係る法人誘致のための国有地活用

社会的養育の基盤整備の充実を図るため、財政支援（次世代育成支援対策施設整備交付金）の措置拡充、及び児童養護施設等の設置に係る法人誘致策等について、国有地の積極的な活用や誘導を行うこと。